重要事項説明書

保育所の概要

名称	恵・YOU保育園
所在地	東京都足立区東綾瀬一丁目9番4号 プラザ白うめ
認可年月日	平成29年 4月1日
保育所開設年月日	平成29年 4月1日より受託開始
電話・FAX番号 メールアドレス	TEL03-5697-2597 FAX03-3629-3041 TEL03-3620-9575 (緊急時対応アナログ回線) info@ku-baby.com
事業者名称	株式会社 恵・YOU
設置者	植松 かをる
施設長氏名	岡田和代

開所時間	月〜金曜日 7時00分から19時30分まで			
	土曜日			
	7 時 30 分から 18 時 30 分まで			
	標準時間認定(7 時 30 分から 18 時 30 分))			
	短時間認定 (8時30分から16時30分))			
休所日	12月29日から1月3日までの年末年始			
	日曜日・祝日は休園			
	〇歳児: 9名 3歳児: 12名			
入所定員(年齢別)	1 歳児: 1 2名 4歳児: 1 2名			
	2 歳児: 1 2名 5 歳児: 1 2名			
	計 : 69名			
	*生後 57 日目から受入れ可能です。			
	周長 1夕			
職 員 数				
 取扱う保育事業の種類				
1/1/ヘンドロチ水ツ(主人)				
自己評価の概要				
 第三者評価の概要				
کارم رک سازه این کارم				
職員への研修の実施				
44/15- 10/0/11/0/07-7/16				
	じゅんクリニック			
	足立区東綾瀬1-10-8			
	九八浦石 火水 マークティー			
嘱 託 医				
	入園時健康診断			
	年2回定期健康診断(0歳児クラスは毎月健康診断)			
	随時病状相談			
取扱う保育事業の種類 自己評価の概要 第三者評価の概要 職員への研修の実施	園長 1名 主任保育士 1名 常勤保育従事職員 11名 非常勤保育従事職員 4名 看護師 1名 管理栄養士 1名 調理員 5名 用務 1名 月極保育 職員による保育内容等の自己評価を毎年一度実施し、サービス内容 の向上に努めています。 評価機関による事業評価を受けその結果を情報公開しています。 東京都及び足立区が実施する研修に参加 年に3回の園内研修を開催 園外研修と保育園見学を取り入れ保育力向上を図る じゆんクリニック 足立区東綾瀬1-10-8 加瀬 純子 医師 入園時健康診断 年2回定期健康診断(〇歳児クラスは毎月健康診断)			

事業の目的

	① 児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び子ども・子育
	て支援法に基づき、園児が、明るく衛生的な環境で主体的に育成される
	よう、適正な園運営。
	② 将来の足立区を背負う乳幼児が人間形成の基礎を培う最も重要な時期
	の健全な心身の発達を、固定観念にとらわれず保護者の身になって一緒
事業の目的	に子育てする保育。
	③ 安心・安全を基盤に据え、心を大切に、子どもは楽しく笑顔で健やかに
	成長出来、社会生活と子育てを両立する父兄が信頼して預けられる保育
	園の運営。
	④ 地域性を鑑み、利益を優先とすることなく、就業者にとっても利用者に
	とっても満足のいく保育園経営。

施設の概要

建物	鉄筋コンクリート9階建 2階			
<u></u>	床面積 414.46㎡			
	O歳児室	面積 39.56 ㎡		
	1歳児室	47.57 m²		
施設の内容	2歳児室 38.06 ㎡			
	3歳児室	25.21 m ²		
	4歳児室	28.08 m²		
	5歳児室	27.28 m²		
	調理室	20.50 m ²		
	幼児用トイレ	8 個		
	事務室	28.44 m ²		
	医務室 事務室に配置			
	その他・廊下	159.76m²		
設備の種類	冷暖房完備・床暖房			
安全保障	乳幼児賠償責任保険(対人1億円、1事故5億円) 傷害保険に加入(通院日額1000円 入院日額1500円)			
その他	屋外遊戯場なし	代替場所 下河原公園(3331.78㎡)		

留意事項

- (1) 東京都足立区が行った利用調整により当園の利用が決定。
- (2) 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、該入所児童の支給認定保護者とその内容を確認する。
- (3) 当園入所児童がいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了。
 - •「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、 足立区が利用を取り消したとき。
 - 支給認定保護者から保育利用の取り消しの申し出があったとき。
 - 東京都足立区が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

虐待防止のための措置

- (1) 園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のための次の処置を講ずる。
 - ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - イ 職員による、子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - ウ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - エ その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 園は、保育中に職員は保護者などによる虐待を受けたと思われる子どもを発見した 場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、足立区保育主管課 足立区子ども支援センターげんき・児童相談所等適切な機関に通告する。

保育所の社会的責任

- (1) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行う。
- (2) 保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、 保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努める。

受領する費用

(1) 延長保育料金(標準時間認定児童対象)

7:00~ 7:30 (1日 500円) 18:30~19:30 (1日 500円)

*短時間保育の延長は基本ありません。

*月額設定はありません。

(2) 実費徴収

短時間認定児童保育利用の延長料金 (1日 500円)

*月額利用はありません

体操着(半袖シャツ 2,530円 ハーフパンツ 1,980円) 帽子(再購入希望) 628円

保育理念「拓くカ」

自分の可能性を拓き、心を拓き、雄々と堂々と自分の人生を歩んでいけるたくましい子の 未来を予想しながら保育を工夫していく保育

保育目標

- 1. 明るく・強く・たくましく
- 2. 自分の気持ちの言える子
- 3. 感謝の心

藤森メゾット ~見守る保育~

集団の中での関わりから生きる力を育てます!

集団生活の中で子どもたちが自己発揮できるように、総合的に保育すること 子どもが主役の子どもの立場を尊重する保育 子どもの主体性を尊重する保育 たてわりではない異年齢児保育 集団の中での関わりから生きる力を育む保育 保育所保育指針にのっとった、発達を保障するチーム保育

心情・意欲・態度 を育てる保育

〈食育〉

セミバイキングで好きなものを自分の適量を考え食べる

〈順序性選択保育〉

いろいろな経験をし、様々なことを学んでいる年齢で好きな事だけを選ぶのではなく、遊びを通して今、身につける事を一通り体験し経験にしていく。それらは 一斉に無理にやらせるのではなく、やる順序の選択を個人がします。

幾つかの課題を示し、その中から自分の意思で見通しを立てて全てを行っていき ます。

〈異年齢児保育〉

- 社会の一員としての役割を知り、多様性を育てる。
- ・異年齢が近くに存在することで少し先の成長を見ることが出来る環境は、前述 の心情・意欲を子ども集団から自らが獲得できる手段として大切にしている。
- 違う年齢を見ること、見られること、教えること、教わることから学ぶ。

保育の特徴

目的: •環境を通して子どもの発達を保障する

(子ども自ら発達しようとする力を引き出し可能な最大限度まで発達させることを意図した環境を用意すること。)

- 子ども同士の社会を O 歳から作る
- 方法: ①子どもが自発的、意欲的に関われるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にすること。(生活と遊び・ゾーン)
 - ② 子ども一人一人の発達について理解し、一人一人の特性に応じ、発達の課題に配慮して保育すること。(一斉保育から選択制保育)
 - ③ 子どもは多様な大人、子ども同士の体験から、社会を学んでいくこと。 (シティズンシップ)
 - ④ 保育者は子どもが自発的、主体的、多様な人との関係の中で活動するために、いつでも 駆け込める愛着(見守る)という存在でいること。
 - ⑤子ども同士の中で刺激しあうということから、様々な年齢とのかかわりを保障すること。 (見て、真似して、関わって、教わって、教えて、一緒にやって) (異年齢児保育)
 - ⑥ 子どもは、職員のチームによって、多様な社会とのかかわりを学習すること。 (チーム保育)
 - ⑦ 子どもを、男女、障がい、年齢による刷り込みを持たないこと。(インクルージョン保育)
 - ⑧子どもが自立をしていくこと、自己の意志を表明しようとすることを保育者は妨げてはならない。(やってあげる保育から見守る保育へ)
 - ⑨保育者は、子どもに奉仕をしたり、世話をする人ではなく、一人の人格をもった人として子どもと共に生活すること。(保育者の人権)
 - ⑩保育所保育指針〈平成29年度告示〉に則った保育を展開しなければならない。 この 10 ケ条をふまえて、保育を計画し子どもの健やかな成長を見守り保護者と育てて行き ます。

年間行事予定

月	行事内容
4月	★入所式(新入園児) • 春の健康診断(全園児) ・誕生日会
5月	誕生日会個人面談(幼児クラス)
6月	・歯科検診(全園児) ・水遊び開始・誕生日会
7月	・七夕 ★七夕親子まつり・誕生日会
8月	• 誕生日会
9月	・誕生日会 ・お泊まり保育(5歳児)
10月	・芋掘り ・保育参観・誕生日会 ・秋の健康診断(全園児)
11月	★運動会(3.4.5歳児)・誕生日会
12月	・誕生日会・おたのしみ会(3.4.5歳児)・クリスマス
1月	・お餅つき 鏡開き・誕生日会
2月	節分(豆まき)誕生日会
3月	・ひなまつり ★成長展・誕生日会 ★卒園式(5歳児)

- *感染症などの影響で変更することがあります。
- *★印は親子参加になります。

くその他>

- ○歳児クラス→毎月健康診断
- ・全園児→身長、体重の測定を毎月行います。
- ・プール指導(白うめ塾)実施→3.4.5歳児クラス

<地域交流>

・近隣小学校、近隣保育園、あやせ福祉園

家庭へのお願い

<登園・降園>

- 〇送迎は大人(原則18歳以上)が行い、代わりの方がお迎えに来るときは必ず 連絡してください。
- ○登園・降園の時間は守るようお願します。
- ○欠席する場合は必ず連絡(電話連絡もしくは連絡ログにて)を9時までにお願いします。 *連絡ログの欠席理中欄・メッセージ欄に、お子さまの様子をお知らせください。
- 〇お迎え後は速やかに帰宅するようお願いします。
- 〇自転車での登・降園では、事故を引き起こさないように十分気をつけてください。
- ○園の前の駐車場は園のものではないので使用しないでください。 車で来る場合は、コインパーキングを利用してください。

<健康>

- ○登園の際、お子さまの様子を職員にお伝えください。 保育中に発熱したり、体調が悪くなったりしたときは連絡します。 具合の悪いときは無理をさせないようにお願いします。
- 〇排便は、できるだけ朝するよう習慣づけましょう。
- 〇予防接種は計画的に受けましょう。
- ○○歳児健診(毎月)・健康診断(春・秋)を園で行います。 健診日には、母子手帳・おくすり手帳をお持ちください。

<服装>

- ○動きやすく、脱ぎやすいものを用意してください。 フード付きの上着やスカートは安全を考え、なるべく避けてください。
- ○靴は、足にあった歩きやすい靴を準備してください。
- ○クラスカラーの帽子を入園の際にお渡しします。(再購入は実費となります)
- く身だしなみ>
- 〇爪は短く切りましょう。
- 〇長い髪の毛は結びましょう。

くその他>

- 〇デジタル連絡帳・連絡ログ(クラス連絡)は、毎日、確認をお願いします。
- ○園のおたより・ほけんだより・給食献立は、月に1回配信します。 *毎月の確認・アンケートなどの回答をお願いします。
- ○住所・電話番号・勤務先・勤務時間が変更になったときは、お知らせください。

<給食>

- 〇アレルギー除去対応(医師の診断を受け書類提出) *個別面談を行います。
- ○昼食・おやつの検食を玄関に掲示しています。

保健•衛生管理

○衛生管理

- ・ 集団給食施設届を足立区保健所へ提出してます。
- ・ 調理員及び保育士、職員全員、毎月検便を行っています。
- 24 時間プラズマクラスター空気清浄機を使用。
- 強酸性電解水を食品・調理器具・遊具消毒・掃除に使用。
- 時間ごとの消毒・喚起を行なっています。

○薬の投与について

- 基本的には受けられません。
- 投与が必要な場合は医師の指示書を提出してください。

Oケガについて

軽傷のケガは、園で応急処置をしますが、病院を受診するようなケガの場合は 保護者の方にすぐに連絡をいれ、病院に行きます。

○健康保険証の預かり

緊急時のために、健康保険証と乳児医療証のコピーをお預かりします。

OSIDS について

・乳児突然死症候群を防ぐために、室温・湿度に留意し、午睡時に 〇歳児5分毎、1歳児以上は10分毎に呼吸・風貌を確認しています。

○感染症について

乳幼児がかかりやすい感染症については、集団生活であることをご理解いただき、また、本人が 余病を起こさないためにも、医師の登園許可を得てから登園するようお願いします。

- 〇突発性発疹・不明発疹症・川崎病・伝染性軟属腫(水いぼ)については、医師の診断を受けてから 登園してください。
- ○集団保育をしている施設内での嘔吐物や下痢便で汚れた衣類などを洗濯すると、園児と保育者が微生物に触れる危険性が高くなるため、洗濯しないでお返しします。汚れた衣類を持ち帰るのは気持ちの良いものではありませんが、園児や保育者の健康を守る為には必要であることご理解、ご協力をお願いします。

災害・不審者への備え

〇防犯カメラの設置

防犯上の理由により、webカメラにより、保育所内(出入口を含む)を記録し一定期間保存しています。

- ○玄関インターフォンでは、クラス名・氏名の確認をしてから施錠しています。
- ○災害時の対応(緊急時)

災害時の連絡手段は一斉メールとデジタル連絡帳で行います。

03-3620-9575 (アナログ回線)

*防災訓練の際に保護者の方に、アナログ回線での連絡をお願いしています。

医療機関の許可証 (登園許可証を持って登園してください)

	病 名	登園停止期間		
1	麻しん(はしか)	解熱後、3日を経過するまで		
2	風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで		
3	水ぼうそう・帯状疱疹(*1)	すべての発疹がかさぶたになるまで		
4	 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹は出てから後5日を経		
4	がいには下豚災(60だいへがと)	過し、尚かつ、全身状態が良好になるまで		
5	インフルエンザ(インフルエンザ登園届を令	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過す		
5	和5年1月より提出するようになりました)	るまで		
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物		
0		質製剤による治療が終了するまで		
7	結核	感染の恐れがなくなるまで		
8	咽頭結膜炎(プール熱)	主症状が消失した後2日を経過するまで		
9	流行性結膜炎(はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断が出るまで		
10	急性出血性結膜炎	医師の判断が出るまで		
11	腸管出血性大腸感染症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断が出るまで		
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで		

保護者の許可証

	病名	登園停止期間	
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好になるまで	
2	溶連菌感染症	治療開始後 24 時間経過し、全身状態が良好になるまで	
3	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好になるまで	
4	感染性胃腸炎	医師の診断が出るまで	
5	ヘルパンギーナ(夏かぜ)	全身状態が良好になるまで	
6	マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態が良好になるまで	
7	RS感染症	症状が改善し全身状態が良好になるまで	

登園許可証が必要のない感染症(ただし医師の診断を受けてから登園してください)

病名	潜伏期間	主な症状	注意事項
伝染性膿痂疹	2~10 ⊟	湿疹等を掻きむしって細菌感染を起こし、びら	ガーゼなど通気性のよいも
(とびひ)		ん・水疱病変を形成、急速に拡大、強いかゆみ	ので覆うことが望ましい
伝染性軟属腫	2~7週	主に体幹や四肢にできる、半球状に隆起し、光	医師の診断を受ける
(水いぼ)		沢を帯び、中心にくぼみをもつ米粒大のいぼ	
		接触、掻き壊し等で増加する	
アタマジラミ		頭部のかゆみ、毛髪に付着した卵(容易にとれ	医師の診断を受ける。スキグシ、
		ない)	シラミ駆除。医薬品にて駆除。

賠償責任保険の加入

	<u> </u>				
保険の種類	賠償責任保険・傷害保険				
	賠償責任保険				
保険事故	施設所有(管理)者及び生産物 身体				
(内容)	傷害保険				
	死亡・後遺傷害・入院・通院				
	賠償責任保険				
	・施設所有(管理)者				
	身体 1名につき 1億円				
	1事故につき 5億円				
	財物 1事故につき 3百万円				
	・ 生産物(PL)				
保険金額	身体 1名につき 1億円				
	1事故につき 5億円				
	財物 1事故につき 3百万円				
	傷害保険				
	・ 死亡・後遺傷害 175万円				
	・入院日額 1500円				
	・ 通院日額 1000円				
契約期間	令和 5年 12月 1日				
大型規則	令和 6年 11月 30日				
給付対象者	園児・保護者・第三者・職員 対物				

緊急時の対応方法

	氏名 じゅんクリニック
 嘱託医	医師 加瀬 純子 医師
場合し	所在地
	足立区東綾瀬1-10-8
	所轄消防署名 足立消防署
救急隊	所在地 足立区東和4丁目 23番7号
	電 話 03-3620-0119
	所轄警察署名 綾瀬警察署
警察署	所在地 足立区谷中4丁目 1番24号
	電 話 03-3620-0110

非常災害時の対策

消防計画作成(変	足立消防署平	成27年10月16日	3提出済			
更)届出書	防火管理者 植	松かをる				
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を実施します。(月1回)					
防災設備	自動火災探知器・消火器 消火栓					
避難場所	第 1 避難場所	所 下河原公園 第2避難場所 東綾瀬公園				

保育内容に関する相談・苦情

相談•苦情受任	付責任者	岡田	和代	相談•苦情解決責任者	植松	かをる
第三者委員	圓山	朋成		03-362	20-9	9575
受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。 03-3620-9575						

当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名	足立区教育員会	子と	され おおお は おおま は は は は は は は は は は は は は は は
所在地 足立区中央本町	1-17-1		電話 03-3880-5889(直通)

保育園入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面にもとづいて、提供いたします保育サービスに関する重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

*児童票に確認印をご記入お願いします。